

土木工事共通仕様書(2022年7月) 改定箇所一覧(概要)

編	章	改定項目	年月 (最新)	
第1編	共通	第1章 総則	第1節～第5節	2022年7月
		第2章 工事材料	第5節、第8節、第12節	2022年7月
		第3章 一般施工	第5節、第9節	2022年7月
		第4章 出来形管理		2022年7月
		第5章 様式集	コンクリート打設管理、めっき検査	2022年7月
		付録図 作業標準及びプロセスチェック	契約・工事関係書類・手続一覧	2022年7月
		付録表 品質・出来形管理項目表		2021年7月
		付録 工事書類一覧表		2020年12月
第2編	建設工事	第1章 基礎工事		2020年7月
		第2章 下部工事		2019年7月
		第3章 鋼桁及び鋼製橋脚工事		2020年7月
		第4章 床版工事		2020年7月
		第5章 RC・PC桁工事		2019年7月
		第6章 塗装工事		2020年7月
		第7章 道路工事	第3節、第5節、第8節	2022年7月
		第8章 トンネル工事	第4節、第12節	2022年7月
		第9章 開削トンネル工事		2019年7月
		第10章 シールドトンネル工事		2019年7月
		第11章 舗装工事	第5節	2022年7月
		第12章 道路付属物工事		2020年7月
		第13章 様式集		2019年7月
第3編	補修工事	第1章 鋼構造物補修工事		2019年7月
		第2章 コンクリート構造物補修工事		2020年7月
		第3章 舗装補修工事	第3節	2022年7月
		第4章 塗装塗替工事		2020年7月
		第5章 伸縮継手補修工事		2019年7月
		第6章 環境対策工事		2019年7月
		第7章 耐震補強工事		2020年7月
関係基準	1	出来高算出要領		2019年7月
	2	工事現場における保安施設の設置基準		2019年7月
	3	コンクリート単位水量管理基準		2020年12月
	4	コンクリートのアルカリ骨材反応抑制対策実施要領		2019年7月
	5	無収縮モルタル施工指針		2019年7月
	6	異形鉄筋スタッド方式頂版接合工施工要領		2019年7月
	7	塗料規格 (HDK規格)		2020年12月
	8	高架構造の出来形管理要領		2019年7月
	9	土工施工管理要領	第1節	2022年7月
	10	施工計画書作成要領		2019年7月
	11	データテーブル記入要領	第2節	2022年7月
	12	工事写真撮影要領		2020年7月
	13	エポキシ樹脂品質管理基準		2021年7月
	14	あと施工アンカー施工要領		2019年7月
	15	契約後VE方式の実施要領		2020年7月
	16	電子納品に関する手引き (土木設計業務・土木工事編)	別紙	2022年7月
	17	土木工事請負契約における設計変更ガイドライン		2020年7月
	18	工事一時中止ガイドライン		2020年12月
	19	週休2日制ガイドライン	各章-第4節、第5節	2022年7月
	20	コンクリート構造物の非破壊試験要領		2020年7月
	21	設計・施工連絡会議 (三者会議) 実施要領		2019年7月
	22	ワンデーレスポンス実施要領		2019年7月
	23	工事版ウィークリースタンス実施要領		2019年7月
	24	Live立会実施要領		2020年12月
	25	建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用促進ガイドライン		2021年4月
	26	CIM活用促進ガイドライン	新規策定	2022年7月

土木工事共通仕様書(2022年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
1	第1編	第1章	1	1.1.6日数等の解釈	夏季休暇の考え方を追記(契約図書に係る日数算定に夏季休暇を含めない)	
2	第1編	第1章	1	1.1.8適用すべき諸基準	改定等に伴う名称変更及び追加	
3	第1編	第1章	1	1.1.12監督員の権限	既済部分検査に係る監督員の権限の追加	
4	第1編	第1章	1	1.1.38保険の付保及び事故の補償	積算基準における現場管理費率の変更に伴い、法定外労災保険の加入について追記	
5	第1編	第1章	2	1.2.6品質確認	品質確認責任者の取扱について追記(脱漏部分)	
6	第1編	第1章	2	1.2.26石綿の飛散及びばく露防止に係る措置	大気汚染防止法の一部を改正する法律、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行に伴う調査等の適正な措置について記載	
7	第1編	第1章	3	1.3.3安全衛生管理	安全衛生教育について、日程の分割やWeb会議による開催等を補足追記	
8	第1編	第1章	4	1.4.4既済部分検査	監督員が既済部分検査(出来高確認)を実施することを記載	
9	第1編	第1章	5	1.5.3工事しゅん工図書の作成規格	Hi-TeLus の図面管理機能を用いた場合は、表紙の押印不要とすることを記載	
10	第1編	第2章	8	2.8.5溶融亜鉛めっき	JIS規格(JIS H 8641)の改正に伴う改定(市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)	
11	第1編	第2章	12	2.12.4垂直面標示材料	参考標記している上塗材料の生産中止に伴う記載変更	
12	第1編	第2章	12	2.12.6橋脚番号材料	路下の橋脚番号の上塗材料の生産中止に伴う記載変更	
13	第1編	第2章	12	2.12.15落下防止ロープ材料	ステンレス製の適用は点検・交換が困難な箇所、腐食環境の厳しい箇所に限定することを明示	
14	第1編	第3章	5	3.5.3工場塗装工	規定されている各種検査の実施により品質が確保されることから、塗装技能士の従事に係る記載を削除	
15	第1編	第3章	5	3.5.4溶融亜鉛めっき	JIS規格(JIS H 8641およびJIS H 0401)の改正に伴う改定(市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)	
16	第1編	第5章	-	様式-1-15	コンクリート品質管理システムに対応するため、様式-1-15.1を追加(旧様式も様式-1-15.2として残置)	
17	第1編	第5章	-	様式-1-25	JIS規格(JIS H 8641およびJIS H 0401)の改正に伴う改定(市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)	
18	第1編	第6章	-	付録図(第1編第3章第9節コンクリート工)	コンクリート品質管理システムに対応するため、様式-1-15.1を追加	
19	第2編	第7章	3	7.3.4準備工	伐開除根作業範囲について、道路土工盛土工指針(日本道路協会)との整合を踏まえ変更	
20	第2編	第8章	4	8.4.1一般事項	諸基準の改定に伴う追記	
21	第2編	第8章	12	8.12.4トンネル内装工	タイル内装工におけるモルタル張りの記載を削除	
22	第2編	第11章	5	11.5.2防護柵工	ポラードの設置便覧(日本道路協会)策定に伴う改定	
23	第3編	第3章	3	3.3.2材料	「PC桁埋設ジョイント設計施工要領」の制定に伴う一部改定(実態に合わせた規格・品質の改定)	

土木工事共通仕様書(2022年7月) 改定概要

No.	編	章	節	項目	改定概要	備考
24	関係基準	9	—	土工施工管理要領	参考となる基準類(日本道路協会、土木研究センター、国土交通省)の追記	
25	関係基準	11	—	データテーブル記入要領	・京都線について削除 ・データテーブル様式の変更	
26	関係基準	19	—	週休2日制ガイドライン	・受注者希望及び発注者指定方式を適用した工事における施工条件変更時の取扱いを追記 ・誤謬・脱漏について修正	
27	関係基準	26	—	CIM活用促進ガイドライン	新規策定	

注1)詳細は新旧対照表を参照のこと。

工種 (頁)	—	改定年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: right;">2020年12月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">2020年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第1章 総則
第1節 総則

1.1.3 用語の定義

(28)「連絡」とは、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(29)「書面」とは、工事打合せ簿等の書類をいい、Hi-TeLus を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知等が行われたものを有効とする。ただし、Hi-TeLus を用いない場合は、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。また、緊急を要する場合は、電子メール等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

1.1.6 日数等の解釈

契約図書に係る日数及び月数の算定においては、土曜日、休日、12月29日から翌年1月3日までの間（以下「年末年始」という。）、8月14日から8月16日までの間（以下「夏季休暇」という。）等を含む全ての暦日とする。ただし、契約図書に基づく書類の提出期限に係る日数の算定においては、「年末年始」及び「夏季休暇」の日数は算入しないものとする。

1.1.8 適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書 関係基準

24) Live 立会・Web 会議実施要領

25) 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用促進ガイドライン

26) CIM 活用促進ガイドライン

※上記 1)～26)は、この共通仕様書において以下「関係基準」という。

日本道路協会

10) 鋼道路橋疲労設計便覧

13) 道路橋伸縮装置便覧

14) 小規模吊橋指針・同解説

15) 道路橋ケーブル構造便覧

29) 道路土工構造物技術基準・同解説

49) 防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧

1.1.12 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した発注者の権限は、次の各号に掲げるものをいう。

- ㊦ 契約書第39条第2項及び第3項の規定に基づく工事の出来方部分及び工事材料を確認するために行う検査

第1章 総則
第1節 総則

1.1.3 用語の定義

(28)「連絡」とは、口頭、ファクシミリ、電子メール等の署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

(29)「書面」とは、手書き、印刷物等の書類をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。ただし、緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面を作成するものとする。

また、Hi-TeLus を用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知等が行われた工事関係書類については、署名又は押印がなくても有効とする。

1.1.6 日数等の解釈

契約図書に係る日数及び月数の算定においては、土曜日、休日、12月29日から翌年1月3日までの間（以下「年末年始」という。）等を含む全ての暦日とする。ただし、契約図書に基づく書類の提出期限に係る日数の算定においては、「年末年始」の日数は参入しないものとする。

1.1.8 適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書 関係基準

24) Live 立会実施要領

※上記 1)～24)は、この共通仕様書において以下「関係基準」という。

日本道路協会

10) 鋼道路橋の疲労設計指針

44) 防護柵の設置基準・同解説

1.1.12 監督員の権限

契約書第9条第2項の規定に基づき、監督員に委任した発注者の権限は、次の各号に掲げるものをいう。

不要な記載を削除

Hi-TeLus の本格導入に伴い変更

夏季休暇を算入しないように変更

誤字修正

改定等に伴う名称変更及び追加

改定等に伴う名称変更及び追加

既済部分検査に係る監督員の権限の追加

1.1.22 設計図書の照査等

(1) 設計図書等の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図又は電子データ等を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

1.1.38 保険の付保及び事故の補償

(1) 保険の付保

契約書第 56 条第 1 項に規定する、火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は、設計図書に定めた場合を除き任意とする。

(2) 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(3)法定外の労災保険の付保

前記(2)による他、受注者は法定外の労災保険について加入しなければならない。

(4) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

第 2 節 工事一般

1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。

(1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作製が行われる場合には、品質確認責任者のほか工場ごとの品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

(2) 品質確認責任者及び品質確認主任は、現場代理人もしくは監理技術者(又は主任技術者)、専門技術者以外の者で 1 級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有し、かつ当該工事の施工及び品質管理について知識と経験を有するものでなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合には、この限りではない。

1.1.22 設計図書の照査等

(1) 設計図書等の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図等を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

1.1.38 保険の付保及び事故の補償

(1) 保険の付保

契約書第 56 条第 1 項に規定する、火災保険、建設工事保険その他の保険の付保は、設計図書に定めた場合を除き任意とする。

(2) 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(3) 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

第 2 節 工事一般

1.2.6 品質確認

受注者は、前項の品質管理を行うとともに、この節 1.2.24「監督員が行う検査」の前に、原則として品質確認を実施し、「品質管理結果報告書」(様式-1-5)を速やかに監督員に提出しなければならない。

(1) 工事の施工に先立ち、品質確認の体制、項目、方法等品質確認計画を策定し、施工計画書に記載すること。また、品質確認をつかさどる品質確認責任者を定め、工事打合せ簿により品質確認責任者届を監督員に提出すること。なお、鋼桁等の製作工事において、受注者が共同企業体であるなど複数の工場で作製が行われる場合には、品質確認責任者のほか工場ごとの品質確認をつかさどる品質確認主任を定めることができる。

(2) 品質確認責任者及び品質確認主任は、現場代理人もしくは監理技術者(又は主任技術者)、専門技術者以外の者で 1 級土木施工管理技士の資格又はこれと同等以上の資格を有し、かつ当該工事の施工及び品質管理について知識と経験を有するものでなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合には、この限りではない。

電子データの取扱を追記

積算基準における現場管理費率の変更に伴い追記

品質確認責任者の扱いについて明記

1.2.26 石綿の飛散及びばく露防止に係る措置

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）で石綿の調査が義務付けられている建築物、工作物の解体等の対象工事の施工を行う場合、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和 3 年 3 月 厚生労働省・環境省）」に順じ調査等の適正な措置を講じなければならない。

第 3 節 安全衛生管理

1.3.3 安全衛生管理

(6) 安全衛生教育及び安全衛生協議会

受注者は、関連する他の工事の施工者と協力して、工事関係者等に対し、安全衛生教育を行うとともに、自らの費用をもって各施工者間の調整を行う安全衛生に関する協議会を組織しなければならない。

なお、安全衛生教育については次の各号から実施する内容を選択し、定期的に実施しなければならない。また、作業員全員の参加が困難な場合は、必要に応じて、日程の分割や Web 会議等の方法で実施することが出来る。

- (1)安全活動の映像等視覚資料による安全教育
- (2)当該工事内容等の周知徹底
- (3)当該工事における現場組織図及び緊急時の体制の確認
- (4)当該工事における災害対策訓練
- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

第 4 節 検査員が行う検査

1.4.4 既済部分検査

(1) 資料の提出

受注者は、契約書第 39 条に基づく部分払いの確認の請求を行うときは、既済部分検査に先立ち、検査に必要な出来形部分の形状、寸法の測定、数量の算出、及び出来高算出作業を行うとともに、次に掲げる資料を作成して、監督員に提出しなければならない。

- ① 既済部分出来高内訳書
- ② 出来高算出内訳書
- ③ 出来形図表
- ④ 数量総括表、及び数量の根拠資料
- ⑤ その他検査員が必要と認めたもの

なお、受注者は、検査員の確認を受けた既済部分に対しても、契約書第 17 条及び第 32 条並びに第 43 条に規定する義務を免れないものとする。

第 3 節 安全衛生管理

1.3.3 安全衛生管理

(6) 安全衛生教育及び安全衛生協議会

受注者は、関連する他の工事の施工者と協力して、工事関係者等に対し、安全衛生教育を行うとともに、自らの費用をもって各施工者間の調整を行う安全衛生に関する協議会を組織しなければならない。

第 4 節 検査員が行う検査

1.4.4 既済部分検査

(1) 資料の提出

受注者は、契約書第 38 条に基づく部分払いの確認の請求を行うときは、既済部分検査に先立ち、検査に必要な出来形部分の形状、寸法の測定、数量の算出、及び出来高算出作業を行うとともに、次に掲げる資料を作成して、監督員に提出しなければならない。

- ① 既済部分出来高内訳書
- ② 出来高算出内訳書
- ③ 出来形図表
- ④ 数量総括表、及び数量の根拠資料
- ⑤ その他検査員が必要と認めたもの

なお、受注者は、検査員の確認を受けた既済部分に対しても、契約書第 17 条及び第 32 条並びに第 43 条に規定する義務を免れないものとする。

大気汚染防止法の一部を改正する法律、石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行に伴う新規策定

安全衛生教育について補足追記

誤植

<p>(3) 既済部分検査の実施 監督員は、検査員として前項の規定により受注者から提出された資料を確認するための検査を実施し、必要に応じて現場確認を行うものとする。その際、受注者は立ち会い、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>第5節 工事しゅん工図書</p> <p>1.5.3 工事しゅん工図書の作成規格</p> <p>(1) しゅん工図の表紙及び設計図には、図-1.5.1 に示すタイトルを付する。なお、受注者にて設計を実施し作成した図面の作成規格は、設計図書の定めによるものとする。なお、Hi-TeLus の図面管理機能を用いた場合は表紙の押印は不要とする。</p>	<p>(3) 既済部分検査の実施 検査員は、前項の規定により受注者から提出された資料を審査し、必要に応じて現場確認を行うものとする。その際、受注者は立ち会い、検査に必要な人員、機材等を提供しなければならない。</p> <p>第5節 工事しゅん工図書</p> <p>1.5.3 工事しゅん工図書の作成規格</p> <p>(1) しゅん工図の表紙及び設計図には、図-1.5.1 に示すタイトルを付する。なお、受注者にて設計を実施し作成した図面の作成規格は、設計図書の定めによるものとする。</p>	<p>監督員が既済部分検査（出来高確認）を実施することを記載</p> <p>Hi-TeLus の機能追加に伴い追記</p>
<p>改定理由</p>		
<p>注意事項</p>		

工種 (頁)	—	改定年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第2章 工事材料</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: right;">2020年12月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第2章 工事材料</p> <p style="text-align: center;">2020年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第2章 工事材料

第5節 コンクリート

2.5.5 コンクリート材料

(1)セメント

《規定事項》

□セメントは、第1編付録表-2.5.5(1)によることを原則とする。

《確認事項》

□長期間貯蔵したセメントは使用しないこと。

《留意事項及び解説等》

○日本産業規格(JIS)に規定されていないセメントは、一般には特殊な品質を有し、特別な目的で使用される。このようなセメントの場合は、その使用目的を達成するために必要とする品質項目と規格値を適切に定め、これらにより判定する必要があることに留意すること。

第8節 塗料

2.8.5 溶融亜鉛めっき

溶融亜鉛めっきの規格は、表-2.8.2のとおりとする。

表-2.8.2 溶融亜鉛めっきの規格

鋼材、鋼板及び管類

板厚 (肉厚)	規格	膜厚 (μm)
6mm以上	JIS H 8641 HDZT77	77以上
5mm以上、6mm未満	JIS H 8641 HDZT70	70以上
3mm以上、5mm未満	JIS H 8641 HDZT63	63以上
2mm以上、3mm未満	JIS H 8641 HDZT56	56以上
1mm以上、2mm未満	JIS H 8641 HDZT49	49以上
過酷な腐食環境下で使用される場合	JIS H 8641 HDZT77	77以上

ボルト、ナット

径	規格	膜厚 (μm)
径12mm以上	JIS H 8641 HDZT49	49以上

(注)M10以下のボルト、ナットは電気めっき製品を使用することができるものとする。

座金

厚さ	規格	膜厚 (μm)
2.3mmを超えるもの	JIS H 8641 HDZT49	49以上

第2章 工事材料

第5節 コンクリート

2.5.5 コンクリート材料

(1)セメント

《規定事項》

□セメントは、第1編付録表-2.5.5(1)によることを原則とする。

《確認事項》

□長期間貯蔵したセメントは使用しないこと。

《留意事項及び解説等》

○日本工業規格(JIS)に規定されていないセメントは、一般には特殊な品質を有し、特別な目的で使用される。このようなセメントの場合は、その使用目的を達成するために必要とする品質項目と規格値を適切に定め、これらにより判定する必要があることに留意すること。

第8節 塗料

2.8.5 溶融亜鉛めっき

溶融亜鉛めっきの規格は、表-2.8.2のとおりとする。

表-2.8.2 溶融亜鉛めっきの規格

鋼材、鋼板及び管類

板厚 (肉厚)	規格
5mmを超えるもの	JIS H 8641 HDZ50
3mmを超え、5mm以下	JIS H 8641 HDZ45
2mmを超え、3mm以下	JIS H 8641 HDZ40
1mm以上、2mm以下	JIS H 8641 HDZ35
過酷な腐食環境下で使用される場合	JIS H 8641 HDZ55

ボルト、ナット

径	規格
径12mm以上	JIS H 8641 HDZ35

(注)M10以下のボルト、ナットは電気めっき製品を使用することができるものとする。

座金

厚さ	規格
2.3mmを超えるもの	JIS H 8641 HDZ35

法改正に伴う名称変更

JIS規格(JIS H 8641)の改正に伴う改定(市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)

第12節 道路付属物

2.12.4 垂直面標示材料

表-2.12.9 垂直面標示塗料の材料規格（コンクリート高欄）（参考）

工程	種類	色	層	塗布量 (g/m ²)	
黄部	下塗	塩化ビニール系反射塗料用	白	2	120
	中塗	アクリル樹脂反射塗料	黄	1	150
	上塗	アクリル樹脂反射塗料	クリアー	1	80
黒部	下塗	塩化ビニール系反射塗料用	白	2	120
	上塗	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	黒	1	80

2.12.6 橋脚番号材料

高欄及び路下の橋脚番号材料はシート方式によるものとし、JIS Z 9117（再帰性反射材）に規定する品質規格に適合するものでなければならない。

2.12.12 防護柵

(1) 防護柵は、設計図書に示す形状・寸法を満足し、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設定便覧」の性能を満足しなければならない。

2.12.15 落下防止ロープ材料

落下防止ロープは、めっき鋼ワイヤーロープ（JIS G 3525）またはステンレスワイヤーロープ（JIS G 3550）で、黒色のナイロンで被覆したものを用い、両端はエンドストッパーを装置したものとする。また、エンドストッパーのワイヤー緊結力は、ワイヤー破断強度より大きくななければならない。

ワイヤーロープ種別は、設置場所の点検・交換の困難性や腐食環境の厳しさ等を踏まえて適切に選定すること。

第12節 道路付属物

2.12.4 垂直面標示材料

表-2.12.9 垂直面標示塗料の材料規格（コンクリート高欄）（参考）

工程	種類	色	層	塗布量 (g/m ²)	
黄部	下塗	塩化ビニール系反射塗料用	白	2	120
	中塗	アクリル樹脂反射塗料	黄	1	150
	上塗	アクリル樹脂反射塗料	クリアー	1	80
黒部	下塗	塩化ビニール系反射塗料用	白	2	120
	上塗	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	黒	1	130

2.12.6 橋脚番号材料

(1) 高欄タイプ

高欄に設置する橋脚番号材料はシート方式によるものとし、JIS Z 9117（再帰性反射材）に規定する品質規格に適合するものでなければならない。

(2) 路下タイプ

路下の橋脚番号はペイント方式とし、塗装系は表-2.12.11によるものとする。

表-2.12.11 橋脚番号（路下）塗装系

種別	塗料	色	塗布量 (kg/枚)
下地	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	白	0.0258
文字、数字	コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗	黒	0.0129

2.12.12 防護柵

(1) 防護柵は、設計図書に示す形状・寸法を満足し、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説」の性能を満足しなければならない。

2.12.15 落下防止ロープ材料

落下防止ロープは、ステンレスワイヤーロープ（JIS G 3550 共心形ストランドロープ 7×19 弾性係数 88.0kN/mm²）で、黒色のナイロンで被覆したものを用い、両端はエンドストッパーを装置したものとする。また、エンドストッパーのワイヤー緊結力は、ワイヤー破断強度より大きくななければならない。

コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料の生産終了に伴う変更

コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料の生産終了に伴う変更

基準改定に伴う変更

一部改定
（ステンレス製の適用は点検・交換が困難な箇所、腐食環境の厳しい箇所に限定することを明示）

改定理由

注意事項

工種 (頁)	—	改定年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: right;">2020年12月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第3章 一般施工</p> <p style="text-align: center;">2020年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3章 一般施工
第5節 工場塗装工
3.5.3 工場塗装工

(1) 一般事項

① 塗装作業者

塗装作業者は鋼橋等の塗装工事に十分な経験を有する者とする。

3.5.4 溶融亜鉛めっき

(1) 溶融亜鉛めっきの施工

① 溶融亜鉛めっきを施工する場合は、次によるものとする。

・ JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)

② 溶融亜鉛めっきを施したものの補修、及び溶融亜鉛めっきが施せないものの塗装をする場合の使用塗料は、有機ジンクリッチペイントとし、その基調色は、JIS K 5492 (アルミニウムペイント) 1種相当色とする。

(2) 検査

① 亜鉛めっきの検査は、次の項目について行い、監督員に報告(様式-1-25)しなければならない。

a. 外観検査 (表面状態、光沢、損傷等)

b. 膜厚

c. めっき浴組成の分析

② 検査方法及び検査頻度は、JIS H 0401 (溶融亜鉛めっき試験方法) によるものとする。ただし、外観検査は全数検査とするものとする。

第9節 コンクリート工

3.9.8 施工計画

《留意事項及び解説等》

○ 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータ等を用いるものとし、その締固め方法(使用器具や施工方法)を十分踏まえた施工計画を立案する必要があることに留意すること。

第3章 一般施工
第5節 工場塗装工
3.5.3 工場塗装工

(1) 一般事項

① 塗装作業者

塗装作業者は鋼橋等の塗装工事に十分な経験を有する者とするとし、塗装作業には、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による塗装(鋼橋塗装作業)技能検定に合格した塗装技能士を1名以上従事させなければならない。

3.5.4 溶融亜鉛めっき

(1) 溶融亜鉛めっきの施工

① 溶融亜鉛めっきを施工する場合は、次によるものとする。

・ JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき)

② 溶融亜鉛めっきを施したものの補修、及び溶融亜鉛めっきが施せないものの塗装をする場合の使用塗料は、有機ジンクリッチペイントとし、その基調色は、JIS K 5492 (アルミニウムペイント) 1種相当色とする。

(2) 検査

① 亜鉛めっきの検査は、次の項目について行い、監督員に報告(様式-1-34)しなければならない。

a. 外観検査 (表面状態、光沢、損傷等)

b. 付着量

c. 密着性 (板厚8mm以上のもの)

② 検査方法は、JIS H 0401 (溶融亜鉛めっき試験方法) によるものとする。

③ 検査頻度は、同一材質及び同一条件でめっきしたものを1ロットとし、1ロットに1回以上、同一工事では2回以上とするのを標準とする。ただし、外観検査は全数検査とするものとする。

④ 亜鉛めっき面に塗装を行う場合は、塗膜厚管理のため、亜鉛めっき厚についても検査を行わなければならない。

規定されている各種検査の実施により品質が確保されることから、他機関の共通仕様書記載内容も踏まえ、塗装技能士の従事に係る記載を削除

誤謬

JIS規格(JIS H 8641 および JIS H 0401)の改正に伴う改定(市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)

新規留意事項追記

3.9.10 鉄筋工

《留意事項及び解説等》

○各種鉄筋の継手工法については、土木学会コンクリートライブラリー128「鉄筋定着・継手指針」及び日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」を参考にすることができる。また、機械式継手を使用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成29年3月）」を参考にすることができる。

3.9.10 鉄筋工

《留意事項及び解説等》

○各種鉄筋の継手工法については、土木学会コンクリートライブラリー128「鉄筋定着・継手指針」及び日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」を参考にすることができる。

新規留意事項追記

改定理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第5章 様式集</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">第5章 様式集</p> <p style="text-align: center;">2019年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

コンクリート品質管理システム
を使用する場合に出力様式にあ
わせて新規追加

(様式-1.15.1) 第3

コンクリート打設日報・打設管理表

日付															
工事名															
受注者名								気温(°C)							
現場代理人								生コンクリート会社							
監理技術者								配合							
打設箇所															
台数	コンクリート 量累計	車番	出荷時間	現着時間	荷卸時間	完了時間	運搬・打 込 時間 (※注1)	スラッシュ (荷卸し 時)	空気量 %	コンクリート 温度 °C (※注2)	塩化物 kg/m ³ (0.3以 下)	単位水量 kg/m ³	外気温 °C	スラッシュ (筒先で 採取) cm	備考
	m ³		時分	時分	時分	時分	時分	cm	(4.5± 1.5)						

1-5-19

※ (): 規格値
 ※注1: 外気温25°Cを超える場合1.5時間以内、外気温25°C以下の場合2時間以内
 ※注2: 寒中コンクリート打込み時5~20°C、暑中コンクリート打込み時35°C以下
 ※注3: 様式-1-15.1はコンクリート品質管理システムを用いる場合の仕様を想定

IS 規格 (JIS H 8641 および JIS H 0401) の改正に伴う改定 (市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正)

溶融亜鉛めっき検査成績表

(様式-1-25)

工 事 名	検査年月日	年	月	日
受注者名	責任試験者	⑩		
検査品名	受注者立会い			
検査場所	実施者 又は監理 (主任) 技術者	⑩		
検査項目	外 観 検 査		付 着 量	
	表面状態	光 沢	損傷等	直接法 (g/m ²)
良及数 否び値				間接法 (g/m ²)
				めっき厚 (mm)
密 着 性 ハンダー試験				
記 事				

1-5-30

2019.07.01

溶融亜鉛めっき検査成績表

(様式-1-25)

工 事 名	検査年月日	年	月	日
受注者名	責任試験者	⑩		
検査品名	受注者立会い			
検査場所	実施者 又は監理 (主任) 技術者	⑩		
検査項目	外 観 検 査			膜厚 (µm)
	表面状態	光 沢	損傷等	
良及数 否び値				めっき浴組成の分析
記 事				

1-5-31

2022.07.01

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第1編 共通</p> <p style="text-align: center;">付 録 (工事関係書類一覧表)</p> <p style="text-align: center;">2019年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

契約・工事関係書類・手続一覧【施工前】

Main table for pre-construction documents. Columns include: 作成者 (Author), 手続時期 (Procedure Time), 書類分類・名称 (Document Classification/Name), 手続期限等 (Procedure Term), 書類形式 (Document Format), 発議者名 (Requester Name), 受領者名 (Recipient Name), 参照元規程等・様式 (Reference Regulation/Form), and 備考 (Remarks). Rows are categorized by 受注者 (Client) and 発注者 (Owner).

契約・工事関係書類・手続一覧【施工前】

Main table for pre-construction documents (continued). It follows the same structure as the first table, detailing document types, procedures, and responsibilities for various categories like 契約関係書類 (Contract Documents), 施工計画・体制 (Construction Plan/Structure), 品質・施工管理 (Quality/Construction Management), 関係者協議 (Stakeholder Coordination), and 支給材料及び貸与品 (Materials/Lending Items).

契約・工事関係書類・手続一覧【施工中】

Table with columns for document type, name, procedure, and status. Includes sections for '契約関係書類' (Contract documents), '工程管理' (Construction management), '品質・施工管理' (Quality/Construction management), and '安全管理' (Safety management).

契約・工事関係書類・手続一覧【施工中】

Table with columns for document type, name, procedure, and status. Includes sections for '契約関係書類' (Contract documents), '工程管理' (Construction management), '品質・施工管理' (Quality/Construction management), and '安全管理' (Safety management).

契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

Table with columns for document type, category, name, date, and status. It lists various documents like '契約関係書類' (Contract documents), '事前調査・調査' (Pre-survey/Investigation), '設計図面・体制' (Design drawings/Structure), '品質・施工管理' (Quality/Construction management), and '安全衛生' (Safety/Health). Each row includes a grid of checkboxes for different roles and a '備考' (Remarks) column.

契約・工事関係書類・手続一覧【変更契約時、内容変更時】

Table with columns for document type, category, name, date, and status. It lists various documents like '契約関係書類' (Contract documents), '事前調査・調査' (Pre-survey/Investigation), '設計図面・体制' (Design drawings/Structure), '品質・施工管理' (Quality/Construction management), and '安全衛生' (Safety/Health). Each row includes a grid of checkboxes for different roles and a '備考' (Remarks) column.

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路工事</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第7章 道路工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第7章 道路工事
第3節 道路土工
7.3.4 準備工

(8) 伐開除根作業範囲は、設計図書に定めるものの他、下記に従い施工しなければならない。

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左
盛土高1m 以下の場合	根からすき取る			

第5節 のり面工
7.5.3 材料

(13) 落石防止柵工

- ① 落石防止柵工の材料規格は、次による。
金 網：JIS G 3552（ひし形金網）の規格に適合するものとし、金網に用いる鉄線は、JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線3種）の規格に適合するものとする。
ロープ：ロープの構造は、ストランド数が3本、1ストランドの素線数が7本で普通Zよりとする。出来上がりロープの太さは、切断面の外接円直径がφ18mmとし、亜鉛めっきの付着量は、素線に対して300g/m²とする。その他の規格は、JIS G 3525（ワイヤロープ）に準ずるものとする。
支 柱：支柱に用いる形鋼及びその他の金具は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）の規格に適合するものとする。支柱に用いる鋼材の溶融亜鉛めっきの膜厚は JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の **HDZT77** の規格に適合しなければならない。

第8節 カルバート工
7.8.3 材料

(1) 現場打カルバート工

- ① 鉄筋コンクリート材料
鉄筋コンクリート材料に関しては、第1編第2章第5節「コンクリート」の規定によるものとする。
- ② 継目材料
a.カルバート用止水板は、JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）の規格に適合するもので、止水板の種類及び寸法は表-7.8.1 に示す値に適合するものとする。

第7章 道路工事
第3節 道路土工
7.3.4 準備工

(8) 伐開除根作業範囲は、設計図書に定めるものの他、下記に従い施工しなければならない。

区 分	種 別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高1m を超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高1m 以下の場合	根からすき取る	〃	伐根除去	〃

第5節 のり面工
7.5.3 材料

(13) 落石防止柵工

- ① 落石防止柵工の材料規格は、次による。
金 網：JIS G 3552（ひし形金網）の規格に適合するものとし、金網に用いる鉄線は、JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線3種）の規格に適合するものとする。
ロープ：ロープの構造は、ストランド数が3本、1ストランドの素線数が7本で普通Zよりとする。出来上がりロープの太さは、切断面の外接円直径がφ18mmとし、亜鉛めっきの付着量は、素線に対して300g/m²とする。その他の規格は、JIS G 3525（ワイヤロープ）に準ずるものとする。
支 柱：支柱に用いる形鋼及びその他の金具は、JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）の規格に適合するものとする。支柱に用いる鋼材の溶融亜鉛めっきの付着量は JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の **2種 HDZ55** の規格に適合しなければならない。

第8節 カルバート工
7.8.3 材料


(1) 現場打カルバート工

- ① 鉄筋コンクリート材料
鉄筋コンクリート材料に関しては、第1編第2章第5節「コンクリート」の規定によるものとする。
- ② 継目材料
a.カルバート用止水板は、JIS K 6773（ポリ塩化ビニル止水板）の規格に適合するもので、止水板の種類及び寸法は表-7.8.1 に示す値に適合するものとする。

道路土工盛土工指針（日本道路協会）5-2 基礎地盤と整合


JIS規格（JIS H 8641）の改正に伴う改定（市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正）

表-7.8.1 カルバート用止水板の種類及び寸法

種類	厚さ (mm)	幅 (mm)	備考
A型	5以上	200以上	 センターバルブ又は センター半バルブ型
B型	7以上	300以上	同上

- b.防水カバーは、アスファルト系、ゴム系、ビニル系等の加工材料で、強靱で、かつ防水効果が十分なものでなければならない。
- c.形鋼については、SS400を使用するものとし、溶融亜鉛めっきの膜厚は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）のHDZT77の規格に適合しなければならない。

表-7.8.1 カルバート用止水板の種類及び寸法

種類	厚さ (mm)	幅 (mm)	備考
A型	5以上	200以上	 センターバルブ又は センター半バルブ型
B型	7以上	300以上	同上

- b.防水カバーは、アスファルト系、ゴム系、ビニル系等の加工材料で、強靱で、かつ防水効果が十分なものでなければならない。
- c.形鋼については、SS400を使用するものとし、溶融亜鉛めっきの付着量は、JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）の2種HDZ55の規格に適合しなければならない。

JIS規格（JIS H 8641）の改正に伴う改定（市場の実態を踏まえた付着量管理から膜厚管理への改正）

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)	備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル工事</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第8章 トンネル事
第4節 トンネル掘削工
8.4.1 一般事項

(3) 施工

② 作業環境

トンネル工事の施工に当たって、坑内の排水、照明及び換気等に注意し、作業及び巡回点検に支障のないよう十分な設備を施さなければならない。また、吹付けコンクリートの施工に当たっては、集じん装置又は粉じん抑制剤による粉じん対策を行い、環境を良好に保たなければならない。

集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、レスピラブル（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

第12節 トンネル付属物工

8.12.4 トンネル内装工

(2) タイルによる内装工

① タイルによる内装工の場合において、下地面は直張りの前にサンダー掛け、デッキブラシ等で水洗いを行い、壁面に付着しているセントル剥離材やほこり等を入念に除去するものとする。

② 接着剤の塗り付けはクシ目ゴテにより行い、タイルを張り付けた後、タイル面に振動を与え、接着剤がタイル裏面全体に回るように、振動機を移動させながら、目違いのないよう通りよく張り付けるものとする。

③ シーリングの下地は、十分乾燥し油分、じんあい等の付着物を入念に除去した後、シーリングに適したプライマーを施工し、シーリング剤を充填する。充填後は、へらで十分押さえ、下地と密着させて表面を平滑に仕上げるものとする。

④ 養生は、施工完了後接着剤が十分硬化しないうちに、タイル面に振動、衝撃等を与えてはならない。また、接着剤が十分硬化した後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除くものとする。やむをえず清掃に酸類を使用する場合は、清掃前に十分に水湿しをし、清掃後直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにする。

第8章 トンネル工事
第4節 トンネル掘削工
8.4.1 一般事項

(3) 施工

② 作業環境

トンネル工事の施工に当たって、坑内の排水、照明及び換気等に注意し、作業及び巡回点検に支障のないよう十分な設備を施さなければならない。また、吹付けコンクリートの施工に当たっては、集じん機又は粉じん抑制剤による粉じん対策を行い、環境を良好に保たなければならない。

第12節 トンネル付属物工

8.12.4 トンネル内装工

(2) タイルによる内装工

① タイルによる内装工の場合において、下地面は直張りの前にサンダー掛け、デッキブラシ等で水洗いを行い、壁面に付着しているセントル剥離材やほこり等を入念に除去するものとする。また、モルタル張りの場合は、直張りの直前に適度の水湿しを行うものとし、接着剤張りの場合は、コンクリート面が乾燥した後、接着剤に適したプライマーを塗り付けるものとする。

② モルタルの塗り付けは、密着張りで一層の平ら塗りとし、接着剤の塗り付けはクシ目ゴテによるものとする。なお、いずれも必ず全面接着を行うものとする。

③ タイルの張り付けは、モルタル又は接着剤塗り付け後、タイル張り用振動機（ビブラート）等の振動工具を用い、タイル表面に振動を与え、モルタル又は接着剤がタイル裏面全体に回るよう、振動機を移動させながら、目違いのないよう通りよく張り付けるものとする。

④ シーリングの下地は、十分乾燥し油分、じんあい等の付着物を入念に除去した後、シーリングに適したプライマーを施工し、シーリング剤を充填する。充填後は、へらで十分押さえ、下地と密着させて表面を平滑に仕上げるものとする。

⑤ 養生は、施工完了後モルタル又は接着剤が十分硬化しないうちに、タイル面に振動、衝撃等を与えてはならない。また、モルタル又は接着剤が十分硬化した後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除くものとする。やむをえず清掃に酸類を使用する場合は、清掃前に十分に水湿しをし、清掃後直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにする。

諸基準（作業環境測定基準）の改定に伴う

モルタル張りの記載を削除

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第11章 舗装工事</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第2編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第11章 舗装工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第11章 舗装工事
 第5節 防護柵工
 11.5.2 防護柵工

(1) 防護柵工

- ① 防護柵の施工は、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧」の規定に基づき入念に施工しなければならない。
- ② 橋梁上で施工する場合は、橋桁の温度伸縮を考慮して、必ず伸縮部を設けなければならない。
- ③ ガードレールのビームを取り付ける場合は、自動車進行方法に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。
- ④ ガードケーブルの張力は、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説／ボラードの設置便覧」の規定に示す検定方法により検定し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- ⑤ 施工に当たって、溶融亜鉛めっきに損傷を与えた箇所は、さびなどを十分取り除き、第1編第3章第5節 3.5.4「溶融亜鉛めっき」の規定により丁寧に補修塗装を行わなければならない。
- ⑥ 施工が完了したときは、ビームの重ね合わせ状態、ビームの高さと通り、塗装・めっき部の傷、又その他監督員が必要と認めたものについて目視点検を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。
- ⑦ 中央分離帯開口部進入防止柵の設置完了後は、開閉装置が容易に作動するかどうかを確認し、監督員に報告しなければならない。

第11章 舗装工事
 第5節 防護柵工
 11.5.2 防護柵工

(1) 防護柵工

- ① 防護柵の施工は、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説」の規定に基づき入念に施工しなければならない。
- ② 橋梁上で施工する場合は、橋桁の温度伸縮を考慮して、必ず伸縮部を設けなければならない。
- ③ ガードレールのビームを取り付ける場合は、自動車進行方法に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締め付けなければならない。
- ④ ガードケーブルの張力は、日本道路協会「防護柵の設置基準・同解説」の規定に示す検定方法により検定し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- ⑤ 施工に当たって、溶融亜鉛めっきに損傷を与えた箇所は、さびなどを十分取り除き、第1編第3章第5節 3.5.4「溶融亜鉛めっき」の規定により丁寧に補修塗装を行わなければならない。
- ⑥ 施工が完了したときは、ビームの重ね合わせ状態、ビームの高さと通り、塗装・めっき部の傷、又その他監督員が必要と認めたものについて目視点検を行い、その結果を監督員に報告しなければならない。
- ⑦ 中央分離帯開口部進入防止柵の設置完了後は、開閉装置が容易に作動するかどうかを確認し、監督員に報告しなければならない。

ボラードの設置便覧（日本道路協会）策定に伴う改定

ボラードの設置便覧（日本道路協会）策定に伴う改定

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	—	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 舗装補修工事</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">第3編 補修工事</p> <p style="text-align: center;">第3章 舗装補修工事</p> <p style="text-align: center;">2020年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第3章 舗装補修工事
第3節 舗装補修工

3.3.2 材料

(3) 伸縮継手改良工

⑦ 遊間部の補強及び基層の補強に使用するエキスパンドメタルは、JIS G 3351 (エキスパンドメタル) の品質規格によるものとし、表-3.3.4 による。

表-3.3.4 エキスパンドメタルの品質規格

記号	品番	メッシュ寸法 mm		スラット寸法 mm		引張率	単位質量kg/m ²	摘要
		SW	LW	T	W			
XS	61	34	76.2	2.3	3.0	5.67	3.19	JIS G 3351

⑩ ひずみ吸収マットは、両面自己粘着式とする。ひずみ吸収マットの標準的品質を表-3.3.7 に示す。

表-3.3.7 ひずみ吸収マットの標準的品質

項目	標準値	試験方法
製品の単位質量 g/m ³	2,000以上	JIS A 6005
引張性能	300%モジュラス Mpa	9.8×10 ⁻² 以上
	伸び率 %	
耐屈曲性 (-10℃、φ10mm)	割れ・はがれを認めない	JIS K 5600
耐水性	5日間で異常の無いこと	
耐アルカリ性	飽和Ca(OH) ₂ 溶液に15日間浸して異常のないこと	

第3章 舗装補修工事
第3節 舗装補修工

3.3.2 材料

(3) 伸縮継手改良工

⑦ 遊間部の補強及び基層の補強に使用するエキスパンドメタルは、JIS G 3351 (エキスパンドメタル) の品質規格によるものとし、表-3.3.4 による。

表-3.3.4 エキスパンドメタルの品質規格

記号	品番	メッシュ寸法 mm		スラット寸法 mm		引張率	単位質量kg/m ²	摘要
		SW	LW	T	W			
XS	41	22	50.8	1.6	2.0	5.50	2.28	JIS G 3351

⑩ ひずみ吸収マットは、両面自己粘着式とする。ひずみ吸収マットの標準的品質を表-3.3.7 に示す。

表-3.3.7 ひずみ吸収マットの標準的品質

項目	標準値	試験方法	
厚さmm	2		
針入度 (25℃、円すい針) mm	9以下	舗装調査・試験法 便覧 A102	
流動 (60℃、75度、5時間) mm	3以下		
引張性能	引張速度 1mm/分で 100mm引張時の強さ (kg/MPa)	-5℃	0.20×10 ⁻² 以上
		0℃	0.15×10 ⁻² 以上
		25℃	0.10×10 ⁻² 以上
		40℃	0.05×10 ⁻² 以上

「PC 桁埋設ジョイント設計施工要領」の制定に伴う一部改定
(実態に合わせた規格・品質の改定)

「PC 桁埋設ジョイント設計施工要領」の制定に伴う一部改定
(実態に合わせた規格・品質の改定)

改訂理由

注意事項

工種 (頁)	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">土工施工管理要領</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">土工施工管理要領</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦の変更</p>

<p>土工施工管理要領</p> <p>第1節 適用範囲</p> <p>1.7 試験項目及び試験頻度</p> <p>この要領で定める試験の項目及び頻度は、本線工事を対象とした一般的な標準を示すものであり、次のような場合には、必要に応じて監督員が試験項目、頻度及び試験条件等の変更を指示することがある。この場合には、受注者は、監督員と連絡を密にし、その指示によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 (2) 試験結果が規定値に異常接近した場合 (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合、又は、試験結果に疑問のある場合 (4) 特殊な工法、機械、混合物等を使用する場合 (5) 施工箇所が特に重要な場合 (6) 小規模工事又は付帯工事等で必ずしもこの要領によりがたい場合 (7) 現場の材料、施工法、出来形が常に安定し、規定値を満足している場合及び、監督員が指示する場合 <p>なお、(6)の場合等、この要領によりがたい場合は監督員と協議し、次の基準類を参考にすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本道路協会 道路土工要綱 日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針 日本道路協会 道路土工盛土工指針 日本道路協会 道路土工-切土工・斜面安定工指針 日本道路協会 道路土工構造物技術基準・同解説 土木研究センター 建設発生土利用技術マニュアル 土木研究センター ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル 土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル 土木研究センター 補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル 国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱 国土交通省 建設汚泥処理土利用技術基準 国土交通省 発生土利用基準 	<p>土工施工管理要領</p> <p>第1節 適用範囲</p> <p>1.7 試験項目及び試験頻度</p> <p>この要領で定める試験の項目及び頻度は、本線工事を対象とした一般的な標準を示すものであり、次のような場合には、必要に応じて監督員が試験項目、頻度及び試験条件等の変更を指示することがある。この場合には、受注者は、監督員と連絡を密にし、その指示によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合 (2) 試験結果が規定値に異常接近した場合 (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合、又は、試験結果に疑問のある場合 (4) 特殊な工法、機械、混合物等を使用する場合 (5) 施工箇所が特に重要な場合 (6) 小規模工事又は付帯工事等で必ずしもこの要領によりがたい場合 (7) 現場の材料、施工法、出来形が常に安定し、規定値を満足している場合及び、監督員が指示する場合 	<p>参考となる基準類の追記</p>
<p>改訂理由</p>		
<p>注意事項</p>		

工種 (頁)	—	改定年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">データテーブル記入要領</p> <p style="text-align: center;">2022年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">データテーブル記入要領</p> <p style="text-align: center;">2019年7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第2節 共通事項

2.1 管理番号

(1) 路線名 (表-14.2.1)

路線名は、表示路線名を使用する。

路線コードは (2桁) を記入する。1~9の数字は01~09と記入する。

(2) 管理区分

当該路線の管理区分をコード (1桁) で記入する。

[1: 大阪, 2: 兵庫]

第2節 共通事項

2.1 管理番号

(1) 路線名 (表-14.2.1)

路線名は、表示路線名を使用する。

路線コードは (2桁) を記入する。1~9の数字は01~09と記入する。

(2) 管理区分

当該路線の管理区分をコード (1桁) で記入する。

[1: 大阪, 2: 兵庫, 4: 京都]

京都線削除

表-14.2.1 路線一覧表

コード	表示路線名	呼称路線名	区間
0 1	環状	大阪府道高速 大阪池田線	浪速区日本橋附近 ～北区堂島浜通附近
0 2	池田（空）	大阪府道高速 大阪池田線 兵庫県道高速 大阪池田線	北区堂島浜通附近 ～池田市空港附近
0 3	守口	大阪府道高速 大阪守口線	北区中之島附近 ～守口市大日町附近
0 4	大阪港	大阪府道高速 大阪東大阪線	西区本田附近 ～港区港晴附近
0 5	東大阪	大阪府道高速 大阪東大阪線	西区本田付近 ～東大阪市水走附近
0 6	堺	大阪府道高速 大阪堺線	南区高津附近 ～堺市翁橋町附近
0 7	湾岸（岸）	大阪府道高速 湾岸線	西淀川区中島 ～住之江区南港東
0 8	湾岸（湾）	大阪府道高速 湾岸線	住之江区南港東 ～泉佐野市松原地先
0 9	松原	大阪府道高速 大阪松原線	浪速区日本橋東 ～松原市大堀町附近
1 0	大阪西宮（大）	大阪府道高速 大阪西宮線	西区阿波座付近 ～尼崎市東本町付近
1 1	森小路	大阪府道高速道路 森小路線	旭区中宮附近 ～城東区古市北通付近
1 2	西大阪	大阪府道高速道路 西大阪線	西成区南開附近 ～港区八雲町附近
1 3	大阪西宮（兵）	兵庫県道高速 大阪西宮線	尼崎市東本町附近 ～西宮市今津水波町附近
1 4	神戸西宮	兵庫県道高速 神戸西宮線	須磨区月見山附近 ～西宮市今津水波町附近
1 5	北神戸	兵庫県道高速 北神戸線	西区伊川谷潤和 ～西宮市山口町
1 6	湾岸（海）	兵庫県道高速 湾岸線	西淀川区中島 ～東灘区向洋町
1 7	神戸山手	神戸府道高速道路 2号線	長田区南駒栄町 ～須磨区白川
1 8	淀川左岸	大阪府道高速道路 淀川左岸線	此花区北港 ～北区豊崎
1 9	池田（池）	大阪府道高速 大阪池田線 兵庫県道高速 大阪池田線	豊中市蛭池西町 ～池田市木部
2 0	湾岸（垂）	神戸府道高速道路 湾岸線	垂水区名谷町 ～垂水区下畑町
2 1	北神戸（北）	神戸府道高速道路 北神戸線	北区有野町唐櫃 ～北区有野町有野
2 3	大和川	大阪府道高速大和川線 (阪神高速6号大和川線)	大阪府堺市築港八幡町 ～大阪府松原市三宅中
2 4	新神戸トンネル	神戸府道生田川箕谷線 (阪神高速32号神神戸トンネル)	兵庫県神戸市中央区雲井通 ～神戸市北区山田町

表-14.2.1 路線一覧表

コード	表示路線名	呼称路線名	区間
0 1	環状	大阪府道高速 大阪池田線	浪速区日本橋附近 ～北区堂島浜通附近
0 2	池田（空）	大阪府道高速 大阪池田線 兵庫県道高速 大阪池田線	北区堂島浜通附近 ～池田市空港附近
0 3	守口	大阪府道高速 大阪守口線	北区中之島附近 ～守口市大日町附近
0 4	大阪港	大阪府道高速 大阪東大阪線	西区本田附近 ～港区港晴附近
0 5	東大阪	大阪府道高速 大阪東大阪線	西区本田付近 ～東大阪市水走附近
0 6	堺	大阪府道高速 大阪堺線	南区高津附近 ～堺市翁橋町附近
0 7	湾岸（岸）	大阪府道高速 湾岸線	西淀川区中島 ～住之江区南港東
0 8	湾岸（湾）	大阪府道高速 湾岸線	住之江区南港東 ～泉佐野市松原地先
0 9	松原	大阪府道高速 大阪松原線	浪速区日本橋東 ～松原市大堀町附近
1 0	大阪西宮（大）	大阪府道高速 大阪西宮線	西区阿波座付近 ～尼崎市東本町付近
1 1	森小路	大阪府道高速道路 森小路線	旭区中宮附近 ～城東区古市北通付近
1 2	西大阪	大阪府道高速道路 西大阪線	西成区南開附近 ～港区八雲町附近
1 3	大阪西宮（兵）	兵庫県道高速 大阪西宮線	尼崎市東本町附近 ～西宮市今津水波町附近
1 4	神戸西宮	兵庫県道高速 神戸西宮線	須磨区月見山附近 ～西宮市今津水波町附近
1 5	北神戸	兵庫県道高速 北神戸線	西区伊川谷潤和 ～西宮市山口町
1 6	湾岸（海）	兵庫県道高速 湾岸線	西淀川区中島 ～東灘区向洋町
1 7	神戸山手	神戸府道高速道路 2号線	長田区南駒栄町 ～須磨区白川
1 8	淀川左岸	大阪府道高速道路 淀川左岸線	此花区北港 ～北区豊崎
1 9	池田（池）	大阪府道高速 大阪池田線 兵庫県道高速 大阪池田線	豊中市蛭池西町 ～池田市木部
2 0	湾岸（垂）	神戸府道高速道路 湾岸線	垂水区名谷町 ～垂水区下畑町
2 1	北神戸（北）	神戸府道高速道路 北神戸線	北区有野町唐櫃 ～北区有野町有野
2 2	京都	京都市道高速道路 1号線 京都市道高速道路 2号線	山科区西野山 ～伏見区向島大黒
2 3	大和川	大阪府道高速大和川線 (阪神高速6号大和川線)	大阪府堺市築港八幡町 ～大阪府松原市三宅中
2 4	新神戸トンネル	神戸府道生田川箕谷線 (阪神高速32号神神戸トンネル)	兵庫県神戸市中央区雲井通 ～神戸市北区山田町

京都線削除

表-14.2.2 ランプ、渡り線一覧表（その9）

池田線

- 1901：神田出路
- 1902：神田入路
- 1903：川西小花出路
- 1904：川西小花入路
- 1905：池田木部出路（池田木部第一出路）
- 1906：池田木部入路（池田木部第一入路）
- 1907：池田木部排出路
- 1908：国道173号線出路（池田木部第二出路）
- 1909：国道173号線入路（池田木部第二入路）

湾岸線（垂）

- 2001：名谷JCT（垂水）出路
- 2002：名谷JCT（垂水）入路
- 2003：垂水JCT出路
- 2004：垂水JCT入路
- 2005：名谷出路
- 2006：名谷入路
- 2007：名谷JCT（須磨）出路
- 2008：名谷JCT（須磨）入路

大和川線

- 2301：三宝(大和)出路
- 2302：三宝(大和)入路
- 2303：鉄砲東行出路
- 2304：鉄砲西行入路
- 2305：鉄砲西行出路
- 2306：鉄砲東行入路
- 2307：常磐東行出路
- 2308：常磐西行入路
- 2309：常磐西行出路
- 2310：常磐東行入路
- 2311：天美出路
- 2312：天美入路
- 2313：三宅西出路
- 2314：三宅西入路
- 2330：湾大和(大阪)渡り線
- 2331：湾大和(関空)渡り線

北神戸線（北）

- 2101：五社出路
- 2102：五社入路
- 2103：柳谷JCT出路
- 2104：柳谷JT入路

新神戸トンネル線

- 2401：国道2号出路
- 2402：国道2号入路
- 2403：二宮入路
- 2404：神若出路
- 2405：新神戸駅出路
- 2406：新神戸箕谷入路
- 2407：新神戸箕谷出路
- 2430：箕谷北行連結路
- 2431：箕谷南行連結路

表-14.2.2 ランプ、渡り線一覧表（その9）

池田線

- 1901：神田出路
- 1902：神田入路
- 1903：川西小花出路
- 1904：川西小花入路
- 1905：池田木部出路（池田木部第一出路）
- 1906：池田木部入路（池田木部第一入路）
- 1907：池田木部排出路
- 1908：国道173号線出路（池田木部第二出路）
- 1909：国道173号線入路（池田木部第二入路）

湾岸線（垂）

- 2001：名谷JCT（垂水）出路
- 2002：名谷JCT（垂水）入路
- 2003：垂水JCT出路
- 2004：垂水JCT入路
- 2005：名谷出路
- 2006：名谷入路
- 2007：名谷JCT（須磨）出路
- 2008：名谷JCT（須磨）入路

京都線

- 2201：山科出路
- 2202：山科入路
- 2203：鴨川東出路
- 2204：鴨川東入路
- 2207：鴨川西出路
- 2208：鴨川西入路
- 2209：上鳥羽出路
- 2210：上鳥羽入路
- 2215：城南宮北出路
- 2216：城宮北入路
- 2217：城南宮南出路
- 2218：城南宮南入路
- 2219：伏見出路
- 2220：伏見入路
- 2221：第二京阪出路
- 2222：第二京阪入路

北神戸線（北）

- 2101：五社出路
- 2102：五社入路
- 2103：柳谷JCT出路
- 2104：柳谷JT入路

京都線削除

大和川線

- 2301 : 三宝(大和) 出路
- 2302 : 三宝(大和) 入路
- 2303 : 鉄砲東行 出路
- 2304 : 鉄砲西行 入路
- 2305 : 鉄砲西行 出路
- 2306 : 鉄砲東行 入路
- 2307 : 常盤東行 出路
- 2308 : 常盤西行 入路
- 2309 : 常盤西行 出路
- 2310 : 常盤東行 入路
- 2311 : 天美 出路
- 2312 : 天美 入路
- 2313 : 三宅西 出路
- 2314 : 三宅西 入路
- 2330 : 湾大和(大阪) 渡り線
- 2331 : 湾大和(関空) 渡り線

新神戸トンネル線

- 2401 : 国道2号 出路
- 2402 : 国道2号 入路
- 2403 : 二宮 入路
- 2404 : 神若 出路
- 2405 : 新神戸駅 出路
- 2406 : 新神戸箕谷 入路
- 2407 : 新神戸箕谷 出路
- 2430 : 箕谷北行 連結路
- 2431 : 箕谷南行 連結路

(5) 管理番号名称

管理番号で表記する路線名の略称を、該当するコード（3桁）で記入する。北神戸線等の高架橋、トンネル、土工区間が混在する路線では高架橋名又はトンネル名を略称とするので注意する。

入路、出路等で、管理番号名称を表記しないときは、記入しない。

	北神戸線
001：環（環状）	
002：空（池田）	100：北起（北神戸起点）
003：守（守口）	101：別府（別府高架橋）
004：港（大阪港）	102：永井（永井谷高架橋）
005：東（東大阪）	103：井T（井吹トンネル）
006：堺（堺）	104：東谷（東谷高架橋）
007：岸（湾岸）	105：大谷（大谷高架橋）
008：湾（湾岸）	106：奥口（奥口谷高架橋）
009：松（松原）	107：室谷（室谷高架橋）
010：大（大阪西宮）	108：寺池（寺池高架橋）
011：森（森小路）	109：矢谷（矢谷高架橋）
012：西（西大阪）	110：渋谷（渋谷高架橋）
013：西（大阪西宮）	111：宝光（宝光坊高架橋）
014：神（神戸西宮）	112：太1T（太山寺第1トンネル）
016：海（湾岸）	113：太2T（太山寺第2トンネル）
	114：伊川（伊川谷高架橋）
	115：布施（布施畑高架橋）
	116：布東（布施畑東高架橋）
	117：白川（白川高架橋）
	118：大滝（大滝高架橋）
	119：藍T（藍那トンネル）
	120：藍那（藍那高架橋）
	121：長坂（長坂山高架橋）
	122：長T（長坂山トンネル）
	123：万条（万条高架橋）
	124：万T（万条カルバート）
	125：百合（百合ヶ丘高架橋）
	126：箕谷（箕谷高架橋）

(5) 管理番号名称

管理番号で表記する路線名の略称を、該当するコード（3桁）で記入する。北神戸線等の高架橋、トンネル、土工区間が混在する路線では高架橋名又はトンネル名を略称とするので注意する。

入路、出路等で、管理番号名称を表記しないときは、記入しない。

	北神戸線
001：環（環状）	
002：空（池田）	100：北起（北神戸起点）
003：守（守口）	101：別府（別府高架橋）
004：港（大阪港）	102：永井（永井谷高架橋）
005：東（東大阪）	103：井T（井吹トンネル）
006：堺（堺）	104：東谷（東谷高架橋）
007：岸（湾岸）	105：大谷（大谷高架橋）
008：湾（湾岸）	106：奥口（奥口谷高架橋）
009：松（松原）	107：室谷（室谷高架橋）
010：大（大阪西宮）	108：寺池（寺池高架橋）
011：森（森小路）	109：矢谷（矢谷高架橋）
012：西（西大阪）	110：渋谷（渋谷高架橋）
013：西（大阪西宮）	111：宝光（宝光坊高架橋）
014：神（神戸西宮）	112：太1T（太山寺第1トンネル）
016：海（湾岸）	113：太2T（太山寺第2トンネル）
	114：伊川（伊川谷高架橋）
	115：布施（布施畑高架橋）
	116：布東（布施畑東高架橋）
	117：白川（白川高架橋）
	118：大滝（大滝高架橋）
	119：藍T（藍那トンネル）
	120：藍那（藍那高架橋）
	121：長坂（長坂山高架橋）
	122：長T（長坂山トンネル）
	123：万条（万条高架橋）
	124：万T（万条カルバート）
	125：百合（百合ヶ丘高架橋）
	126：箕谷（箕谷高架橋）

<p>127：福仙（福仙寺高架橋） 128：鷺谷（鷺谷高架橋） 129：谷上（谷上高架橋） 130：下谷（下谷高架橋） 131：上原（上原高架橋） 132：炭谷（炭ヶ谷橋） 133：花山（花山高架橋） 134：水晶（水晶山橋） 135：唐T（新唐櫃トンネル） 136：奥山（奥山高架橋） 137：唐新（唐櫃新橋） 138：高林（高林高架橋） 139：唐櫃（唐櫃高架橋） 140：有1（有馬口第1高架橋） 141：有2（有馬口第2高架橋） 142：有3（有馬口第3高架橋） 143：有4（有馬口第4高架橋） 144：アマト（有馬北トンネル） 145：中野（中野高架橋） 146：金1（金仙寺湖第1橋） 147：金T（金仙寺トンネル） 148：金2（金仙寺湖第2橋） 149：畑T（畑山トンネル） 150：畑山（畑山橋） 181：箕1T（箕谷西行出第1トンネル） 182：箕2T（箕谷西行出第2トンネル） 183：箕T（箕谷西行入トンネル）</p> <p>北神戸線（北） 501：唐北（唐櫃（北延伸）高架橋） 502：水無（水無高架橋） 503：朴¹（オドロ第1高架橋） 504：朴²（オドロ第2高架橋） 505：アノT（有野トンネル） 506：有野（有野高架橋） 507：有五（有野五社高架橋） 508：松尾（松尾橋高架橋） 509：堀越（堀越川高架橋） 510：池谷（池の谷高架橋） 511：西堀（西堀高架橋） 512：奥沢（奥沢高架橋）</p>	<p>神戸山手線 201：開T（開削トンネル南伸部） 202：長OT（長田開削トンネル） 203：長T（長田トンネル） 204：高T（高取山トンネル） 205：高取（高取山高架橋） 206：妙1T（妙法寺第1トンネル） 207：護摩（護摩谷橋） 208：妙2T（妙法寺第2トンネル） 209：妙法（妙法寺高架橋） 210：白T（白川トンネル） 211：樋詰（樋詰橋） 212：竹下（竹ノ下高架橋）</p> <p>湾岸線（垂） 301：下畑（湾岸線（7期）終点） 302：権行（権行司高架橋） 303：名谷（名谷高架橋） 381：名ST（名谷出路トンネル） 382：名ET（名谷入路トンネル）</p> <p>池田線（池） 019：池（池田） 401：伊T（伊丹トンネル）</p> <p>淀川左岸線 018：淀（淀川左岸） 701：正蓮寺川（正蓮寺川トンネル）</p> <p>新神戸トンネル線 801：戸T下（新神戸トンネル下り線） 802：戸T上（新神戸トンネル上り線） 803：東箕谷橋（新神戸トンネル） 804：第2東箕谷橋（新神戸トンネル） 805：布引山橋（新神戸駅出路）</p>	<p>127：福仙（福仙寺高架橋） 128：鷺谷（鷺谷高架橋） 129：谷上（谷上高架橋） 130：下谷（下谷高架橋） 131：上原（上原高架橋） 132：炭谷（炭ヶ谷橋） 133：花山（花山高架橋） 134：水晶（水晶山橋） 135：唐T（新唐櫃トンネル） 136：奥山（奥山高架橋） 137：唐新（唐櫃新橋） 138：高林（高林高架橋） 139：唐櫃（唐櫃高架橋） 140：有1（有馬口第1高架橋） 141：有2（有馬口第2高架橋） 142：有3（有馬口第3高架橋） 143：有4（有馬口第4高架橋） 144：アマト（有馬北トンネル） 145：中野（中野高架橋） 146：金1（金仙寺湖第1橋） 147：金T（金仙寺トンネル） 148：金2（金仙寺湖第2橋） 149：畑T（畑山トンネル） 150：畑山（畑山橋） 181：箕1T（箕谷西行出第1トンネル） 182：箕2T（箕谷西行出第2トンネル） 183：箕T（箕谷西行入トンネル）</p> <p>北神戸線（北） 501：唐北（唐櫃（北延伸）高架橋） 502：水無（水無高架橋） 503：朴¹（オドロ第1高架橋） 504：朴²（オドロ第2高架橋） 505：アノT（有野トンネル） 506：有野（有野高架橋） 507：有五（有野五社高架橋） 508：松尾（松尾橋高架橋） 509：堀越（堀越川高架橋） 510：池谷（池の谷高架橋） 511：西堀（西堀高架橋） 512：奥沢（奥沢高架橋）</p>	<p>神戸山手線 201：開T（開削トンネル南伸部） 202：長OT（長田開削トンネル） 203：長T（長田トンネル） 204：高T（高取山トンネル） 205：高取（高取山高架橋） 206：妙1T（妙法寺第1トンネル） 207：護摩（護摩谷橋） 208：妙2T（妙法寺第2トンネル） 209：妙法（妙法寺高架橋） 210：白T（白川トンネル） 211：樋詰（樋詰橋） 212：竹下（竹ノ下高架橋）</p> <p>湾岸線（垂） 301：下畑（湾岸線（7期）終点） 302：権行（権行司高架橋） 303：名谷（名谷高架橋） 381：名ST（名谷出路トンネル） 382：名ET（名谷入路トンネル）</p> <p>池田線（池） 019：池（池田） 401：伊T（伊丹トンネル）</p> <p>京都線 601：稲T（稲荷山トンネル） 602：高瀬（高瀬川橋） 603：鴨S1（鴨川東出路第1橋） 604：鴨S2（鴨川東第2橋） 605：鴨E1（鴨川東入路第1橋） 606：久世（斜久世橋） 607：京（京都線） 608：鴨T（鴨東線トンネル）</p> <p>淀川左岸線 018：淀（淀川左岸） 701：正蓮寺川（正蓮寺川トンネル）</p>	<p>京都線削除</p>
改定理				
由				
注意事				
項				

工種 (頁)	—	改定年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改定 (新)		現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p style="text-align: center;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: right;">2020年 12月 1日一部改定 2021年 7月 1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">電子納品に関する手引き 【土木設計業務・土木工事編】</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】

チェック実施日 年 月 日

■工事基本情報

Table with fields for project details: 発注年度, 工事名, 受注者名, 工期, 契約番号, and personnel roles (発注者, 受注者).

■使用するソフトウェア

Table for software usage: 基本ソフト, 発注者使用ソフト, 受注者使用ソフト.

■電子納品の適用要領・基準(案)

Table for application standards: 要領・基準(案)名称, 適用, 発行年月.

■CADデータ電子納品の確認

Table for CAD data confirmation: CADデータ受領, 電子納品.

■電子納品対象文書

Table for document confirmation: 項目, 確認.

■電子成果品に対する検査

Table for inspection: 項目, 準備者.

■機器の操作

□検査には受注者機器操作者が同席するものとし、検査員の求めに応じて電子データの内容をパソコンの画面に表示させます。

■その他

Blank box for additional information.

改定理由

注意事項

電子納品実施にあたってのチェックリスト【工事着手前】

チェック実施日 年 月 日

■工事基本情報

Table with fields for project details: 発注年度, 工事名, 受注者名, 工期, 契約番号, and personnel roles.

■使用するソフトウェア

Table for software usage: 基本ソフト, 発注者使用ソフト, 受注者使用ソフト.

■電子納品の適用要領・基準(案)

Table for application standards: 要領・基準(案)名称, 適用, 発行年月.

■CADデータ電子納品の確認

Table for CAD data confirmation: CADデータ受領, 電子納品.

■電子納品対象文書

Table for document confirmation: 項目, 確認.

■電子成果品に対する検査

Table for inspection: 項目, 準備者.

■機器の操作

□検査には受注者機器操作者が同席するものとし、検査員の求めに応じて電子データの内容をパソコンの画面に表示させます。

■その他

Blank box for additional information.

内容重複のため削除

工種 (頁)	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center; color: red;">2022年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>	<p style="text-align: right;">2021年4月1日一部改定 2021年7月1日一部改定</p> <p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p style="text-align: center;">週休2日制ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">2019年 7月</p> <p style="text-align: center;">阪神高速道路株式会社</p>		<p style="text-align: center;">備考</p> <p style="text-align: center;">改定に伴う西暦変更</p>

第1章 受注者希望方式

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 受注者希望方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
(B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、**年末年始・夏季休暇**の期間
((A)の内数)
(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

第1章 受注者希望方式

第4節 週休2日への取組に関する手続等

受注者は、週休2日への取組を行う場合、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
(B)工期のうち、工場製作**及び**工事一時中止の期間 ((A)の内数)
(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

当初想定していた条件が変更となった場合は技術者交替方式に変更できる旨を追記

誤謬の訂正

第2章 発注者指定方式

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。
- (6) 発注者指定方式を適用した工事において、施工条件が変更となった場合等は、監督員と協議のうえで、技術者交替方式を適用することができる。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
(B)工期のうち、工場製作、工事一時中止、**年末年始・夏季休暇**の期間
((A)の内数)
(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

第2章 発注者指定方式

第4節 週休2日の実施に関する手続等

受注者は、週休2日を実施にあたり、監督員と協議の上、下記のとおり書類作成等の手続を行うものとする。

- (1) 受注者は、工事着手前又は施工計画書提出前に、週休2日の取得計画が確認できる「取得計画書」を作成し、監督員の確認を得たうえで、週休2日を確保するものとする。
- (2) 現場閉所を行う日は、予め「作業予定」と併せて監督員へ連絡を行うものとする。
- (3) 受注者は、週休2日の取得報告書を毎月監督員へ提出するものとする。
- (4) 工事しゅん工後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督員に提出するものとする。
- (5) 受注者の責によらず、やむを得ず週休2日への取組が実施できないことが明らかとなった場合は、監督員と協議を行うものとする。

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

- (1) 工期及び取得計画
工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。
(A)工事着手日から工事しゅん工日までの期間
(B)工期のうち、工場製作**及び**工事一時中止の期間
((A)の内数)
(C)工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))
(D)工期のうち、計画的に取得を行う現場閉所日及び日数 ((C)の内数)
(現場閉所日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)
- (2) その他
その他重要な事項について、必要により記載する。

当初想定していた条件が変更となった場合は技術者交替方式に変更できる旨を追記

誤謬の訂正

第3章 技術者交替方式

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B) 工期のうち、工場製作、工事一時中止、年末年始・夏季休暇の期間
(Aの内数)

(C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

第3章 技術者交替方式

第5節 取得計画書及び取得報告書

5.2 取得計画書の構成及び記載内容

受注者は、取得計画書に次の事項について記載するものとする。

(1) 工期及び取得計画

工期については、下記期間が明確となるよう記載を行うものとする。

(A) 工事着手日から工事しゅん工日までの期間

(B) 工期のうち、工場製作及び工事一時中止の期間 ((A)の内数)

(C) 工期のうち、週休2日対象の期間 ((C)=(A)-(B))

(D) 工期のうち、計画的に休日を取得する日数 ((C)の内数)
(休日取得日は、曜日又は指定日のいずれの記載でも可)

(2) その他

その他重要な事項について、必要により記載する。

誤謬の訂正

改訂理由	
注意事項	

工種 (頁)	改訂年月日	2022年 7月 1日	公表 社内限
改訂 (新)	現行 (元)		備考
<p data-bbox="350 751 1026 940">土木工事共通仕様書 関係基準</p> <p data-bbox="379 1075 997 1121">CIM 活用促進ガイドライン</p> <p data-bbox="557 1520 807 1566">2022年 7月</p> <p data-bbox="433 1667 943 1713">阪神高速道路株式会社</p>			<p data-bbox="2350 306 2451 336">新規策定</p>

第1節 目的

本ガイドラインは、阪神高速道路株式会社が発注する工事の受注者が、発注者の指示又は受注者の希望によって CIM を活用する工事における CIM の取扱いに関する基本的な事項を定めるものである。

第2節 対象について

このガイドラインは、土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。なお、工事中の活用等については、詳細を監督員と協議すること。

第3節 その他の適用基準

この手引きの他に国土交通省が策定した次の基準・要領等を参考にすることができる。

- ・BIM/CIM 活用ガイドライン（案）
- ・ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針
- ・発注者における BIM/CIM 実施要領（案）
- ・BIM/CIM モデル等電子納品要領（案）及び同解説

第4節 事前準備

工事の着手に当たって、CIM の活用に関する事前協議を実施する。なお、事前協議においては、CIM の活用目的（発注者が指定する要求事項及び受注者が提案する検討事項）、モデル作成の範囲及び詳細度、使用するソフトウェア及び情報共有環境、ファイル形式、電子成果品の納品方法、その他の項目について決定する。

受注者は事前協議の結果を踏まえて「CIM 実施計画書」を作成し、監督員に提出すること。CIM 実施計画書には、以下から監督員が指示した内容を明記すること。

- (1) 検討体制
- (2) 工程表（CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。）
- (3) CIM を活用した検討等の実施項目
- (4) CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル（地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等）
- (5) CIM モデルの種類（サーフェイス、ソリッド等）
- (6) CIM モデルの詳細度
- (7) 付与する属性情報及び参照資料（属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等）
- (8) CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類の

また、契約後に受注者から CIM の活用希望があった場合は、適用について監督員と協議すること。

なお、当該工事の品質向上及び維持管理段階で活用するための CIM モデルを作成することを踏まえ、発注者側の要求事項や目的を具現化する CIM モデルの作成・更新、受注者側の 3 次元ソフトウェアの調達や業務効率化を図るための検討に必要な費用を計上する。費用の積算方法は、見積もりを参考にする。

第5節 施工中の活用について

設計情報の3次元データ等に対する施工履歴と結果（出来形、品質等）の比較、確認・検査において映像情報等を活用したLive立会等に活用することができる。具体的な活用例を次の各号に示す。なお、実施については監督員と協議すること。

（1）施工状況の確認と把握等

CIMを活用する工事においては、CIMモデルの幾何形状（出来形）や属性情報（材料や品質等の規格や仕様）と現場の映像を重ね合わせて表示するVR・AR・MR等を活用するなど、Live立会との併用を含めて活用方法を監督員と協議すること。

また、Live立会の実施方法等については「土木工事共通仕様書 関係基準 24 Live立会実施要領」を参考にする。

（2）工程管理

工程については、工事週報/工事月報、工事進捗報告書などにより、受注者から出来高や工程の進捗率の報告を受けて確認しているが、CIMモデルを用いて施工手順や工程計画、工程管理が可能な場合は出来高や工程の妥当性の判断支援の目的で活用すること。

（3）対外調整

隣接工事や重要施設等の施工上密接に関連する関係機関と協議・調整する際に、CIMモデルを活用することで工事の説明や調整が効率的になることが期待される場合は、受発注者で協力し、CIMを活用すること。

（4）工事の安全に関する事項

3次元モデルの活用により危険箇所を事前に把握することや、VR技術等を用いた施工手順や事故の疑似体験をすることで新規入場者教育を含めた安全対策の実施に活用すること。

第6節 電子納品について

電子納品については「土木工事共通仕様書 関係基準 16 電子納品の手引き」を参考にする。Hi-TeLus適用工事については、Hi-TeLus共有フォルダ内の「しゅん工後アーカイブ」フォルダにICONフォルダを作成し、格納する。これに寄りがたい場合は監督員と協議すること。

受注者は成果品の納品にあたり、以下を確認すること。

- ・受発注者協議により決定したCIMモデルがHi-TeLus等の納品媒体に格納されていること
- ・CIMモデルの照査、CIMモデルの作成にあたり事前に協議した内容がわかる打合せ簿等が格納されていること

第7節 工事成績評定点について

監督員が取組を認めた工事については、工事成績評定で加点を行うものとする。

改訂理由	
注意事項	